

酒類等製造免許の新規取得者名等一覧

令和5年5月31日
関東信越国税局

当局管内の埼玉県における、令和5年4月1日から令和5年4月30日までの酒類等製造免許の取得者等は次のとおりです。

税務署名	免許等年月日	申請等年月日	製造者氏名又は名称	製造場所在地	免許等区分	品目	処理区分
川越			該当なし				
熊谷			該当なし				
川口			該当なし				
西川口			該当なし				
浦和			該当なし				
大宮			該当なし				
行田			該当なし				
秩父			該当なし				
所沢			該当なし				
本庄			該当なし				
東松山	令和5年4月20日	令和4年9月14日	法人番号3030001050393 株式会社 キルク Teenage Brewing	比企郡ときがわ町大字馬場435番地1	酒類	ビール	新規
東松山	令和5年4月20日	令和4年9月14日	法人番号3030001050393 株式会社 キルク Teenage Brewing	比企郡ときがわ町大字馬場435番地1	酒類	発泡酒	新規
春日部	令和5年4月11日	令和4年8月30日	法人番号6030001051240 株式会社 筒屋 MARUKO BREWING	春日部市赤沼704番地2	酒類	発泡酒	新規
上尾			該当なし				
越谷			該当なし				
朝霞			該当なし				

(注)氏名又は名称等については、常用漢字による表示をすることがあります。